

# 青森県報

第三千三百七十八号

平成二十三年

四月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

狩猟免許試験の施行	（自然保護課）	一
適性試験及び講習の実施	（同）	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高齢福祉課）	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	四
基本測量の終了	（監理課）	四
公共測量の終了	（同）	四
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出	（経営支援課）	五
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（同）	六
農業振興地域整備計画の変更	（農林水産課）	六
建設業者の許可の取消し	（東青地民局）	六
右	（同）	七
右	（同）	七
右	（同）	七
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	（東青地民局）	八
土地改良区の役員の内任	（同）	八

土地改良区の定款変更の認可……………（同）…八

### 海区漁業調整委員会

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程……………（事務局）…八

右……………（同）…八

## 告 示

### 青森県告示第三百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十三年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日、場所等

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十三年七月十日	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター研修室2ほか	
平成二十三年九月一日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室ほか	

### 二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種別	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許	視力	午前九時	午前九時
狩猟免許	聴力	午前九時	午前九時
許な猟免許	運動能力	午前九時	午前九時
第一種銃	3 2 1	午前九時	午前九時
	運動能力	四十分	十分
		から	から
		午前九時	午前九時
		まで	まで
		三十分	三十分
		まで	まで

知識試験	技能試験	
猟免許 第二種銃 猟免許	網猟免許 わな猟免 許 第一種銃 猟免許 第二種銃 猟免許	第一種銃 猟免許
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
午前10時から午後零時十分まで	午後一時十分から午後三時まで	
で		

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

- 猟免許試験を受けようとする者は、平成二十三年七月十日に受験するものにあつては、平成二十三年六月一日から同年七月一日までに、平成二十三年九月一日に受験するものにあつては、平成二十三年七月十九日から同年八月十九日までに、猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。
- 1 猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
    - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
    - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
  - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
  - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
  - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
  - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定

定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書  
一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十三年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十三年 九月十二日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室	
東青地域県民局	平成二十三年 七月十五日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十三年 七月二十二日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スボカールイン黒石	
三八地域県民局	平成二十三年 七月二十二日	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館	
西北地域県民局	平成二十三年 七月二十七日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成二十三年 七月十五日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十三年 八月三日	むつ市中央一丁目一の八 県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	午前九時から 午前九時二十分まで

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十三年四月十六日から平成二十四年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
  - 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 四 免許更新申請書の提出期限及び提出先  
適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙  
二千八百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定

定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書

5 更新しようとする狩猟免許

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	訪問看護	訪問看護ステーション 高館山	名称	住所	所在地	指定年月日
株式会社 善世会	弘前市大字五代字 從弟沢一〇三〇の五〇					弘前市大字若葉一丁目二の八二〇二	平成一〇・四・一		

青森県告示第三百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	訪問看護	訪問看護ステーション 高館山	名称	住所	所在地	指定年月日
株式会社 善世会	弘前市大字五代字 從弟沢一〇三〇の五〇					弘前市大字若葉一丁目二の八二〇二	平成一〇・四・一		

青森県告示第三百七十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（基本重力測量）
- 二 作業期間  
平成二十二年五月十七日から平成二十三年三月十八日まで
- 三 作業地域  
青森市  
八戸市  
三沢市  
むつ市

青森県告示第三百七十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
青森地方事務局
- 二 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 三 測量の期間  
平成二十二年六月十五日から平成二十三年二月二十五日まで
- 四 測量の地域  
青森市筒井二丁目から四丁目 地域

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルホンカウボーイ三沢店  
三沢市桜町三丁目七の一三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
本間物産株式会社  
山形県飽海郡遊佐町比子字白木三三の三六一  
代表取締役 東海林 稔
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
本間物産株式会社  
山形県飽海郡遊佐町比子字白木三三の三六一  
代表取締役 東海林 稔

- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十三年十二月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二八二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
二〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
3 荷さばき施設の位置及び面積  
一、二八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）  
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
三九・四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後九時まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）  
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで  
八 届出年月日  
平成二十三年三月三十日  
九 届出書及び添付書類の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所  
2 期間  
平成二十三年四月二十日から同年八月二十日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。



十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年八月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第一項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス八戸石堂店

八戸市石堂二丁目一〇の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂二丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

三 八戸市の意見の概要

1 廃棄物に係る事項について、事業系ごみ処理マニュアル（八戸市）に基づき対応すること。

2 八戸市景観条例で定める大規模な建築行為等を行おうとするときは、景観計画

の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三十日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例で定めるところにより、許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年四月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画（西津軽南部広域営農団地整備計画）を変更したので、同条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により次の当該農業振興地域整備計画の変更案について提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果と併せて公告し、同法第十三条第四項において準用する同法第十二条第二項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を青森県農林水産部農林水産政策課及び西北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

意見書の提出がなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社蝦名興業
- 二 代表者の氏名 蝦名 光男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浜田一丁目六の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九二四七号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 斉藤建設
- 二 氏名 斉藤 鉄矢
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一五〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一〇二二六一七号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年二月二十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東洋水道
- 二 代表者の氏名 山口 学
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字烏森五二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇二七八五号
- 五 取消年月日 平成二十三年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中村設備
- 二 代表者の氏名 中村 輝之
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ヶ沢町大字長平町字乙音羽山三五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一〇一七七〇〇号

- 五 取消年月日 平成二十三年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 出 先 機 関

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十日

東青地域県民局長 小山内 豊彦

### 土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	姓名 敏善	上北郡東北町大字大浦字大浦一七	平成三〇・三〇〇

### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

## 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

### 青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十三年四月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 木 村 民 二

青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項に次の一号を加える。

四 専門員

第十六条第五項中「及び主事」を「主事及び専門員」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

### 青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十三年四月二十日



青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項に次の一号を加える。

四 専門員

第十六条第五項中「及び主事」を「主事及び専門員」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭